

幼稚園への入園料・保育料を減免します

幼稚園教育の普及・充実のため、「幼稚園就園奨励費補助事業」を行っています。
補助の対象範囲などは次のとおりです。

- 対象範囲 公立幼稚園・私立幼稚園に通園させている3・4・5歳児の家庭
- 対象区分
 - ▽生活保護法による保護を受けている世帯
 - ▽平成20年度の市民税が非課税となる世帯
 - ▽平成20年度の市民税所得割が非課税となる世帯
(就園奨励補助における市民税所得割は、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額です)
- 減免額 今年度に支払う入園料、保育料の合計額の一部(補助限度額は第1表または第2表のとおり)

第1表(1人就園もしくは、兄・姉が幼稚園児の場合)

補助限度額		
1人就園の場合および同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児(第3子以降)
年額 20,000円	年額 38,000円	年額 66,000円

第2表(兄・姉が小学校1・2年生の場合)

補助限度額	
小学校1年生または2年生の兄・姉を有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	・小学校1年生または2年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児 ・小学校1・2年生に兄・姉を2人以上有している園児(第3子以降)
年額 26,000円	年額 32,000円

※「第1表」と「第2表」の両方に該当する場合は、保護者負担の低いものを適用します

- 申込先 五條幼稚園 ☎22・2250
賀名生幼稚園 ☎32・0023
白銀北幼稚園 ☎34・0722 または通園先の幼稚園
- 申込期限 6月20日(金)
- 問合せ先 教育総務課庶務係 ☎(内線815)

児童手当等の現況届の提出は6月30日までに

児童手当(特例給付)・小学校修了前特例給付を受給している皆さんには、6月初旬に現況届用紙を郵送しています。

現況届は、児童手当等受給者のみなさんが引き続いて手当を受けるために必要な届出です。

6月30日(月)までに次の窓口へ提出してください。

提出のない場合は、6月分以降の手当の支払いを受けられませんので、注意してください。

- 提出・問合せ先 児童福祉課 ☎(内線366)
西吉野支所住民厚生課 ☎(内線18)
大塔支所市民生活課 ☎(内線41)

ケーブルテレビ整備事業のお知らせ

西吉野町、大塔町において、「こまどりケーブル」によるケーブルテレビ整備事業の地元説明会を、5月中旬から実施しています。地元説明会は自治会を通じて行っていますが、整備地域内の事業所などについても、加入補助の対象となりますので、次までに申し込んでください。

この事業は、平成23(2011)年7月に現在の地上アナログテレビ放送が終了し、地上デジタルテレビ放送に完全移行するため、また高速・大容量のインターネット環境整備およびIP電話サービスのために実施しています。

■申込締切 7月31日(木)

■申込・問合せ先

- 企画財政課情報システム室 ☎(内線325、314)
- 西吉野支所住民厚生課 ☎(内線17)
- 大塔支所市民生活課 ☎(内線20)

6月は

市・県民税(1期)

の納期です。

第1期の納期限は6月30日(月)です。

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

- 問合せ先 税務課徴収係 ☎(内線259、260)